

R 8 河川 法花観測局他 徳・八万他  
水防情報伝達システム保守点検業務

特 記 仕 様 書

徳島県県土整備部河川政策課

# 目 次

## 第1章 総則

- 第1条 適用範囲
- 第2条 その他の適用法規等
- 第3条 業務の目的
- 第4条 保守期間
- 第5条 用語の定義
- 第6条 保守業務の範囲
- 第7条 受託者の業務
- 第8条 担当責任者
- 第9条 疑義

## 第2章 共通仕様

- 第10条 業務内容
- 第11条 作業計画、準備
- 第12条 定期保守点検
- 第13条 雨量計法定点検の実施方法
- 第14条 雨量計の観測環境調査実施方法
- 第15条 雨量計注水試験の実施方法
- 第16条 水位観測器の調整方法
- 第17条 自記記録紙の整理、点検
- 第18条 点検準備
- 第19条 障害修理
- 第20条 監督官庁検査に対する事前作業
- 第21条 保守用機材及び消耗品
- 第22条 作業の中止
- 第23条 保守作業終了後の確認
- 第24条 報告書

## 第3章 詳細指示事項

- 第25条 業務対象局及び装置
- 第26条 システム運行状況の把握と分析

## 第4章 その他業務

- 第27条 無線局登録点検

徳島県水防情報伝達システム保守作業内容

別表－1（構成品目表）～別表－4

別図－1～別図－2

様式－1～様式4（2）

# 第1章 総則

## 第1条 適用範囲

本特記仕様書(以下、「本仕様書」という。)は、徳島県県土整備部河川政策課(以下、「甲」という。)が行う水防情報伝達システム保守点検業務(以下、「本業務」という。)に適用する。

2 本業務は、本仕様書により、実施しなければならない。

## 第2条 その他の運用法規等

本業務の実施にあたっては、下記の法令規則等に準拠するものとする。

- (1) 電波法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 国土交通省で定める仕様書等
- (5) 庁舎管理規則
- (6) 電気通信事業法
- (7) 有線電気通信法
- (8) その他関係法令

## 第3条 業務の目的

本業務は、甲の所管する水防情報伝達システムのうち、電気通信施設、観測局内に設置した雨量観測器、水位観測器、気象観測器等を対象として、年2回の定期点検及び障害発生時の迅速な復旧を行うことにより、同施設の年間を通じての良好な運行を確保するために、実施するものである。

## 第4条 保守期間

本仕様書による保守の期間は、令和8年4月1日より令和9年3月31日までとする。

## 第5条 用語の定義

本仕様書で用いられる用語が意味するところの設備範囲は、次のとおりとする。

- (1) 水防情報伝達システム  
雨量・水位及び潮位の水文情報の迅速・的確な収集と把握を目的として、甲が県庁をはじめ各所に設置した別図－1及び別図－2、並びに別表－1及び別表－2に示す無線設備及び付帯する装置並びに設備をいう。
- (2) 県庁局  
県下の水文情報の収集と配信を行うことを目的として、県庁内に設置した局をいう。
- (3) 水防情報伝達システム用中継局(防災行政中継局内に設置)  
竜王山、吉野川、三好、鶴林寺、明神山、上那賀、小谷に設置した水防情報施設をいい、観測局及びダム局のデータ伝送を自動中継する無線局をいう。
- (4) 水防情報伝達システム用土木中継局(吉野川庁舎内に設置)  
吉野川庁舎に設置した水防情報施設の内、観測局及びダム局のデータ伝送を自動中継する無線局をいう。
- (5) 土木局  
東部県土整備局(徳島、鳴門、吉野川) 南部総合県民局(阿南、那賀、美波)、西部総合県民局(美馬、三好)に設置した局をいう。
- (6) 観測局  
甲所管の雨量・水位の観測所に設置した局をいう(河川監視カメラを含む)。

## 第6条 保守業務の範囲

保守業務を受託する者(以下、「乙」という。)が行う、保守業務の対象となる機器は

別表－１及び別表－２に示す全施設とする。

各施設の設置場所は別表－３のとおりとする。

- 2 土木局に設置されている中央監視局からのデータ伝送系装置(水防情報受信装置)の保守は乙が行うものとする。
- 3 保守業務の内容は第１０条によるものとし、下記の事項は含まないものとする。
  - (1) 施設、装置の移設又は改善その他に類するもの。
  - (2) 乙以外の者の過失若しくは故意、又は乙以外の者の責に帰する事由に起因するもの。

#### 第 7 条 受託者の業務

乙は、業務の目的及び内容を理解し、業務の履行に必要な技術を有する管理技術者を充てなければならない。

- 2 乙は、業務の履行上、知り得た内容を漏らし、利用、若しくは、窃用してはならない。
- 3 乙は、業務の履行において、安全の確保並びに火気の取扱いに留意しなければならない。また業務に支障になる周辺のものについて自身のみで判断せず、甲に相談した上で、業務を行わなければならない。
- 4 乙が庁舎施設及び機器に損傷を与えた場合は、直ちに甲に報告するとともにその指示に従うものとする。
- 5 乙は、本仕様書に記載のないものであっても、水防情報伝達施設の保全に対する義務があるものとする。

#### 第 8 条 担当責任者

甲及び乙は、水防情報伝達システムの正常な機能維持と能率的・安全な保守を行うため、それぞれ担当責任者を定め、本仕様書に基づく業務を遵守・履行させるものとする。

#### 第 9 条 疑義

本仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、指示を受けなければならない。

## 第 2 章 共通仕様

#### 第 10 条 業務内容

乙が行う保守業務の内容は以下の項目とする。

- (1) 定期保守
- (2) 障害修理
- (3) 観測データ補填及び修正
- (4) 観測装置法定点検
- (5) 監督官庁検査に対する事前作業及び立会
- 2 この他、県担当職員の異動があった場合等、県の要請により、機器の取り扱い説明を実施するものとする。

#### 第 11 条 作業計画、準備

乙は、業務の開始にあたり業務の目的及び内容を理解した上で作業計画を立案し、様式－１に従って次の各号に掲げた事項を記載した書類を作成して、遅滞なく甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

- (1) 定期保守年間工程表
- (2) 管理技術者氏名
- (3) 作業組織及び連絡体制(夜間、祝祭日を含む)
- (4) 作業方法
- (5) その他、監督員の指示する事項

## 第12条 定期保守点検

定期保守点検とは、機器の維持のため定期的に行う精密な点検、整備及び記録状況の点検を行うことである。

### (1) 点検

点検とは、目視あるいは測定器の使用により施設の動作状態及び消耗の程度を知り、その良否を判断することである。

点検には、土木局に設置された水防情報受信装置及び中央監視局に設置されたデータ集配信装置相互での対向試験を含むものである。

### (2) 整備

整備とは、点検時の判断により消耗部品を取り替え、あるいは、不良箇所を整備することにより、機能の回復又は耐久性の確保を図る作業である。

### (3) 記録状況の点検

交換した自記記録紙の記録状況を精査し、定期点検間の観測状況に問題が無いか点検を行う作業である。

## 2 定期保守の内容

乙が行う定期保守の内容は下記のとおりとする。

### (1) 5月点検

出水期前に行う定期保守であり、別表-1及び別表-2に示す施設について、別表-4に示す点検項目のうち、点検周期が1年、6ヶ月毎に該当する項目の点検及び整備を実施する。

### (2) 11月点検

出水期後に行う定期保守であり、別表-1及び別表-2に示す施設について、別表-4に示す点検項目のうち点検周期が6ヶ月毎に該当する項目の点検及び整備を実施する。

## 3 定期保守の実施期間

(1) 5月点検の実施は出水期が始まる5月31日までの期間に実施するものとする。

(2) 11月点検の実施は11月1日～11月30日までの期間に実施するものとする。

4 乙は、3に基づき事前に「定期保守年間工程表」を甲へ提出し、承認を得て実施すること。

5 乙は、定期保守を終了した時は、速やかに定期保守報告書を作成し、甲に提出するものとする。報告書についての詳細は第24条に示す。

なお、保守時に異常を発見した時は、甲に報告するとともに、修理又は仮処置を行うものとする。

6 定期保守にあたっては、観測データの欠測と異常が極力発生しないよう留意すること。点検の際には保守モードを利用し、異常値を外部に出すことがないようにすること。やむを得ず観測データの欠測等が発生する場合は、あらかじめ甲の承認を得て実施すること。なお、欠測となったデータは、自記記録紙及びICカードの読取り等により補填すること。

7 点検のために必要となった印字等の記録は、通常の観測データと明確な区分をするための記録を行うこと。

8 ICカード付きの局については、定期的にデータを監視局端末装置に保存すること。

9 各観測局の月報表については定期的にサーバから端末装置に保存すること。

## 第13条 雨量計法定点検の実施方法

雨量計法定点検は、気象業務法に基づく検定を合格した新しい雨量計を、点検対象雨量計と取替るものとする。取替は、無降雨時に行うものとする。また、点検合格品については、交換日に近いものを使用すること。

## 第14条 雨量計の観測環境調査実施方法

周辺の樹木の様子など、観測所の設置環境がわかるよう下記により実施すること。

(1) 測器付近から、北、東、南、西、天空方向、機器全体、観測所全景の計7枚の

- 写真を撮影すること。
- (2) 天空方向は魚眼レンズで北を背にして撮影し、画面の上ができるだけ北を向くように撮影すること。
  - (3) 撮影用の魚眼レンズは県より貸与するものを使用するものとする。ただし、規格が同じもので、事前に甲の了解を得れば、乙が準備したレンズを使用できる。
  - (4) 雨量観測に支障のある樹木等に関しては剪定等を実施し、協議により変更対応とする。
  - (5) 成果は、観測所名のフォルダを作成し、電子データを提出すること。

#### 第15条 雨量計注水試験の実施方法

雨量計注水試験は、下記により実施すること。なお、本施設は、テレメータ化されているので、必ず実施前に実施時間等を連絡し承認を得ておくこと。

- (1) 実施時間の報告、承認。
- (2) 自記記録紙の交換前に雨量20mmに相当する水を正確に計量し、細かな穴をあけたビニール袋等を用いて静かに注水する。
- (3) 注水開始時刻に転倒マスの転倒回数、自記記録上の記録、注水終了時刻を記録する。
- (4) 記録に誤差を生じた場合、再度試験を実施すること。
- (5) 結果は、様式2-6にとりまとめ、写真貼付のうえ報告するものとする。
- (6) なお、実施においては、監視局を保守モードに切替して行うこと。

#### 第16条 水位観測器の調整方法

水位観測器の調整は、下記の県下統一手法により実施しなければならない。  
水位局毎の調査諸元は、別途指示するものとする。

- (1) 調整精度 量水標の読みとの誤差±1cm未満
- (2) 水位計本体 量水標の読みに一致
- (3) 自記記録計 量水標の読みと一致。従って、マイナスの水位が生じ得る水位局あつては、マイナス座標を持つ自記記録紙を使用すること。座標範囲は別途指示するものとする。
- (4) 結果は、様式2-7にとりまとめ、写真貼付のうえ報告するものとする。

#### 第17条 自記記録紙及びICカードの整理、点検

自記記録紙及びICカードは、定期点検毎に交換し、下記により記録状況の点検及び整理を行うこと。

- (1) 現場における概略点検  
水位にあつては調整作業、雨量にあつては調整及び注水試験の状況を旧自記紙上に記録し、新しい記録紙に交換する。  
その場で、記録状況を概観し、装置の稼働状況を点検する。
- (2) 自記記録紙の整理  
現場から持ち帰った自記紙は、様式2-12のラベルを添付し、ラベル上には所定の事項を記入しておくものとする。
- (3) ICカードの整理  
現場から持ち帰ったICカードは、端末装置に保存する。
- (4) 記録状況の点検  
自記紙及びICカードへの記録状況をチェックすること。

#### 第18条 点検基準

点検基準は、本仕様書による他、各装置の点検基準によるものとし、各装置の標準性能を満足し、かつ運用に支障を与えない機能を満足するものとする。

- 2 レベル等は、本仕様書に定めるほか、各装置の規格値によるものとする。
- 3 レベル等規格値が改造等で変更のあつた時は、これを修正して提出するものとする。

## 第19条 障害修理

乙が行う保守対象設備で障害が発生しその旨を甲に通知した場合、乙は速やかに修理を行い復旧しなければならない。

このため、乙はあらかじめ連絡体制・修理体制を整えておくものとする。

- 2 障害部品の取り替えが必要な場合、軽微な備品の取り換えは本業務内で実施するものとする。ただし、障害が特に重大かつ高額となることが予想されるものは、様式2-5により甲にその状況を連絡し、甲、乙による協議の上、処理するものとする。
- 3 乙は、障害修理を終了した時は、その都度様式-3に基づき速やかに甲に報告し、承認を受けなければならない。

## 第20条 監督官庁検査に対する事前作業

監督官庁検査に指定された無線局については、事前の資料作成及び甲の補助者としての検査立会を行うものとする。

- 2 監督官庁検査の予定日は1ヶ月前までに甲から乙に通知する。

## 第21条 保守用機材及び消耗品

定期保守、障害修理及び監督官庁検査に要する測定器等の機材は、乙が準備するものとする。

但し、甲の所有する点検用機材、物品等を使用する必要があるときは、乙は、甲の承認を得て使用することができる。

- 2 消耗品のうち、下記のは本業務内の保守材料として計上しているものの他、必要に応じ甲が支給するものとし、その他のものは乙の負担とする。
  - (1) 光ディスク等
  - (2) その他設計書に記載しているもの

## 第22条 作業の中止

降雨等により、甲から保守作業等の一時中止の指示を受けた場合は、乙は直ちに作業を中止し、速やかに機能を復旧させるものとする。

- 2 前項にて中止した作業の継続を開始する時は、甲が指示するものとする。

## 第23条 保守作業終了後の確認

保守作業終了後においては、以下のことを確認しなければならない。

- (1) 各機器、各スイッチ等が平常時の運転状態になっていること。
- (2) 点検のために運転した電灯が消灯されていること。
- (3) 電気室が施錠されていること。

## 第24条 報告書

乙は、業務実施後速やかに以下の報告書を提出し、甲の検査を受けるものとする。

- (1) 業務完了時
  - ・ 定期点検報告一覧表
  - ・ 年間保守報告書
  - ・ 定期保守報告書
  - ・ 各局別機器別点検結果
  - ・ 点検状況写真
  - ・ 修繕完了報告書
- (2) その都度(点検・修繕後)
  - ・ 定期点検報告一覧表
  - ・ 定期保守報告書
  - ・ 修繕完了報告書
- 2 所定の様式で記載できない範囲については、乙が別途作成し、報告すること。
  - (1) 表紙 様式2-1

- (2) 保守実施局名、実施日、保守者、使用測定器 様式 2 - 2
  - (3) 保守点検結果総括表
  - (4) 所見、特記事項
  - (5) 各装置毎の点検表 (乙で作成)
  - (6) (5)で記載されない点検表、別添資料等(乙で作成)
  - (7) 要修繕箇所報告
  - (8) 雨量注水試験結果表
  - (9) 水位計調整結果表
  - (10)雨量局見回り点検表
  - (11)水位計見回り点検表
  - (12)作業状況写真集
  - (13)自記記録紙ラベル
- 3 障害修理完了報告書は、様式-3に従って、以下の項目を記載し提出すること。
    - (1) 障害発生装置、甲の連絡者及び乙の受報者、修理担当者
    - (2) 障害内容及び障害発生原因
    - (3) 復旧処置内容
    - (4) 別途精算の場合はその費用
  - 4 年間保守終了時には、様式-4に従って、既に提出済みの報告書を整理し、提出すること。
  - 5 点検様式集(契約後データを渡す)に点検結果を記載し、上記報告様式と合わせて提出すること。

### 第3章 詳細指示事項

#### 第25条 業務対象局及び装置

本業務の保守の対象となる局及び装置は、別表-1に示す施設及び装置である。

#### 第26条 欠測、異常データの補填及び修正

乙は、定期保守毎にデータファイルの蓄積状況を確認し、欠測、異常データがあった場合は、自記記録紙及びICカードにより、データの補填及び補正を行うものとする。

補填及び補正後のデータは光ディスクへファイルし所定の場所に保管するものとする。

自記記録紙は、データ補填・補正後、観測箇所及び記録年月を記入し、保管箱に整理するものとする。

### 第4章 その他の業務

#### 第27条 無線局登録点検

登録点検が生じた年度については、各水防局について電波法第73条第1項による定期検査を、定められた検査基準に基づき実施し、定められた検査結果報告書に取りまとめ、提出すること。なお、点検手数料等は、甲の負担とし、変更対応とする。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

受注者 住所  
氏名

## 管理技術者通知書

業務の名称：

上記業務の管理技術者を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

記

管理技術者

# 管理技術者経歴書

氏 名

生年月日 年 月 日

現住所

最終学歴 (学校科名)

年 月 日 卒業

取得資格等

年 月 日 取得

(資格の登録番号)

(以下、列記)

職 歴	1.	( 年 月～ 年 月)
	1.	( 年 月～ 年 月)
	1.	( 年 月～ 年 月)

(以下、列記)

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

(※ 職歴については、担当した業務経歴を記入すること。)

別記

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

### (適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

### (資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

**(従事者への周知)**

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

**(調査)**

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

**(事故報告)**

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別表-1

## 構成品目表〔徳島県庁設備〕

項番	品名	形名	員数	備考
1.	テレメータ監視装置		1式	
1-1	テレメータ監視装置(現用)	GWD-2700-TT	1台	
1-2	テレメータ監視装置(予備)	GWD-2700-TT	1台	
1-3	時計装置	QC-5520R	1台	
2.	情報処理設備		1式	
2-1	水防情報処理装置	GKS-6150	1式	
2-1-1	筐体		1式	
2-1-2	I F 変換装置	NDC-1380	1台	危機管理室向け
2-1-3	観測制御装置	NDC-1169	1台	
2-2	水位予測サーバ		1台	
3.	保守管理用端末装置	GKS-6153	1式	
4.	情報表示設備		1式	
4-1	切替器(災害対策室)	DTSP22-VGA	1台	
4-2	データ表示盤	LC-52EX5	2面	河川整備課, 砂防防災課
4-3	画像分配器(水防情報室)	CIF-12E	1台	
4-4	無停電電源装置	N8142-11B	2台	
5.	電源設備		1式	
5-1	耐雷トランス	3TI-21-20HS1	1台	
5-2	耐雷トランス	TI-21-10H	1台	
5-3	無停電電源装置	SFU-103SS11	1台	

別表-1

## 構成品目表〔東部県土整備局(徳島)設備〕

項番	品名	形名	員数	備考
1.	情報表示設備		1式	
1-1	切替器	KVM-NVP	1台	
1-2	データ表示盤	LC-52EX5	2面	
1-3	画像分配器	CIF-12E	1台	
1-4	画像分配器	WBD-14F	1台	
1-5	無停電電源装置		2台	
1-6	耐電トランス	TI-11-5H	1台	

別表-1

## 構成品目表〔東部県土整備局(鳴門)設備〕

項番	品名	形名	員数	備考
1.	情報表示設備		1式	
1-1	切替器	KVM-NVP	1台	
1-2	データ表示盤	LC-52EX5	2面	
1-3	画像分配器	CIF-12E	1台	
1-4	画像分配器	WBD-14F	1台	
1-5	無停電電源装置		2台	

別表-1

## 構成品目表〔東部県土整備局(吉野川)設備〕

項番	品名	形名	員数	備考
1.	情報表示設備		1式	
1-1	切替器	KVM-NVP	1台	
1-2	4画面合成装置	MIX-VT4	1台	
1-3	データ表示盤	LC-52EX5	1面	
1-4	画像分配器	DD-106	1台	
1-5	無停電電源装置		1台	

別表-1

## 構成品目表〔南部総合県民局(阿南)設備〕

項番	品名	形名	員数	備考
1.	情報表示設備		1式	
1-1	切替器	KVM-NVP	1台	
1-2	データ表示盤	LC-52EX5	2面	
1-3	画像分配器	CIF-12E	1台	
1-4	画像分配器	WBD-14F	1台	
1-5	無停電電源装置		1台	
1-6	耐雷トランス	TI-11-5H	1台	

別表-1

## 構成品目表〔南部総合県民局(那賀)設備〕

項番	品名	形名	員数	備考
1.	情報表示設備		1式	
1-1	切替器	KVM-NVP	1台	
1-2	データ表示盤	LC-52EX5	2面	
1-3	画像分配器	CIF-12E	1台	
1-4	画像分配器	WBD-14F	1台	
1-5	無停電電源装置		2台	
1-6	耐雷トランス	TI-11-5H	1台	

別表-1

## 構成品目表〔南部総合県民局(美波)設備〕

項番	品名	形名	員数	備考
1.	情報表示設備		1式	
1-1	切替器	KVM-NVP	1台	
1-2	データ表示盤	LC-52EX5	1面	
1-3	画像分配器	CIF-12E	1台	
1-4	無停電電源装置		2台	
1-5	耐雷トランス	TI-11-5H	1台	

別表-1

## 構成品目表〔西部総合県民局(美馬)設備〕

項番	品名	形名	員数	備考
1.	情報表示設備		1式	
1-1	切替器	KVM-NVP	1台	
1-2	データ表示盤	LC-52EX5	1面	
1-3	画像分配器	CIF-12E	1台	
1-4	無停電電源装置		2台	
1-5	耐雷トランス	TI-11-5H	1台	

別表-1

## 構成品目表〔西部総合県民局(三好)設備〕

項番	品名	形名	員数	備考
1.	情報表示設備		1式	
1-1	切替器	KVM-NVP	1台	
1-2	データ表示盤	LC-52EX5	1面	
1-3	画像分配器	CIF-12E	1台	
1-4	無停電電源装置		2台	
1-5	耐雷トランス	TI-11-5H	1台	

別表-2 河川課所管点検箇所表

	テレメータ 監視局	土木局	中継局 μ-V	テレメータ 観測局	雨量計	水位計	放流警報局 装置	データ 送受量局	直流電源 装置	気象観測 装置	水位計 簡易点検	危機管理 型水位計	河川監視 カメラ
徳島県庁	○												
徳島庁舎		○		○ 空中線	○ 転倒マス型								
鳴門庁舎		○		○ 空中線	○ 転倒マス型								
吉野川庁舎		○		○ 空中線	○ 転倒マス型								
阿南庁舎		○		○ 空中線	○ 転倒マス型								
美波庁舎		○		○ 空中線	○ 転倒マス型				mse				
那賀庁舎		○		○ 空中線	○ 転倒マス型				mse				
美馬庁舎		○		○ 空中線	○ 転倒マス型								
三好庁舎		○		○ 空中線	○ 転倒マス型								
三好			○										
竜王			○										
川島			○										
神明			○										
上那賀			○										
鶴林寺			○										
小谷			○										
新野				○ 空中線	○ 転倒マス型	○ 水晶式			mse				
加茂				× 空中線	○ 転倒マス型	× 水晶式					○		
神野				○ 空中線	○ 転倒マス型	○ 水晶式			mse				
正法寺				× 空中線	○ 転倒マス型	× 水晶式					○		
立江				× 空中線	○ 転倒マス型	× 水晶式					○		
月輪				○ 空中線	○ 転倒マス型	○ 水晶式			mse				
広野				○ 空中線	○ 転倒マス型	○ 水晶式			mse				
法花				○ 空中線	○ 転倒マス型	○ 水晶式			mse・太陽				
寄井				○ 空中線	○ 転倒マス型	○ 水晶式			mse				
宮前				○ 空中線	○ 転倒マス型	○ 水晶式			mse				
奥浦				○ 空中線	○ 転倒マス型				mse				
寒ヶ瀬				○ 空中線	○ 転倒マス型				mse				
平				○ 空中線	○ 転倒マス型				mse				
野田原				○ 空中線	○ 転倒マス型				mse				
小谷				○ 空中線	○ 転倒マス型				mse				
赤松中央				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
穴吹				× 空中線		× 空中線					○		
井ノ内谷				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
牛島				○ 空中線		○ 水晶式			mse・太陽				
内田橋				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
馬路				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
大坂谷				× 空中線		× 水晶式					○		
大代				× 空中線		× 水晶式					○		
大谷				× 空中線		× 水晶式					○		
沖野				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
沖ノ島				× 空中線		× 水晶式					○		
上鮎喰				○ 空中線		○ 水晶式			mse・太陽				
上浦				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
学島				× 空中線		× 水晶式					○		
春日				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
鴨島				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
加茂野				○ 空中線		○ 水晶式			mse・太陽				
加茂前谷				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
川田				○ 空中線		○ 水晶式			mse・太陽				
神田瀬				× 空中線		× 水晶式					○		
熊谷				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
黒谷				× 空中線		× 水晶式					○		
桑村				× 空中線		× 水晶式					○		
源氏橋上				× 空中線		× 水晶式					○		
貞光				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
下ノ庄				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
新町				× 空中線		× 水晶式					○		
瀬戸				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
千羽口橋				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
棚田				× 空中線		× 水晶式					○		
多良				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
寺谷				× 空中線		× 水晶式					○		
徳命				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
入田				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
登り				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
半田				× 空中線		× 水晶式					○		
日開谷				× 空中線		× 水晶式					○		
日比原				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
ほたる				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
牟岐橋				× 空中線		× 水晶式					○		
山上				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
吉永				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
口山				× 空中線		× 水晶式					○		
文六円橋				× 空中線		× 水晶式					○		
多家良				× 空中線		× 水晶式					○		
北矢三				○ 空中線		○ 水晶式			mse				
和食				○ 空中線		○ 水晶式			mse				



別表-2 河川課所管点検箇所表

	テレメータ 監視局	土木局	中継局 μ-V	テレメータ 観測局	雨量計	水位計	放流警報局 装置	データ 送受量局	直流電源 装置	気象観測 装置	水位計 簡易点検	危機管理 型水位計	河川監視 カメラ
母 川												○	
土 井 谷 川												○	
城 の 谷 川												○	
明 連 川												○	
白 川 谷 川												○	
山 口 谷 川												○	
打 樋 川 ( 徳 )												○	
八 多 川												○	
立 江 川												○	
藤 川												○	
鶯 谷 川												○	
五 明 谷 川												○	
大 津 田 川												○	
畑 田 川												○	
熊 谷 川 ( 阿 南 )												○	
三 谷 川 ( 阿 南 )												○	
中 山 川 ( 和 食 )												○	
穴 喰 川												○	
善 蔵 川												○	
浦 上 川												○	
相 川												○	
貞 光 川												○	
半 田 川												○	
穴 吹 川												○	
鮎 苦 谷 川												○	
宮 川 内 谷 川												○	
樋 殿 谷 川												○	
鮎 喰 川													○
園 瀬 川													○
宮 川 内 谷 川 ( 板 野 町 )													○
宮 川 内 谷 川 ( 上 板 町 )													○
宮 川 内 谷 川 ( 阿 波 市 )													○
勝 浦 川 ( 徳 島 市 )													○
勝 浦 川 ( 小 松 島 市 )													○
勝 浦 川 ( 勝 浦 町 )													○
新 池 川													○
海 部 川													○
桑 野 川													○
福 井 川													○
穴 喰 川													○
貞 光 川													○
飯 尾 川													○
日 和 佐 川													○
川 田 川													○
神 田 瀬 川													○
大 谷 川													○
岡 川													○
那 賀 川 ( 和 食 )													○
那 賀 川 ( 鮎 川 )													○
那 賀 川 ( 木 頭 出 原 )													○
奥 湯 川													○
牟 岐 川													○
穴 吹 川													○
山 口 谷 川													○
加 茂 谷 川													○

直流電源装置

mse 太陽

合 計	1	8	7	60	29	58	6	1	52	5	44	53	28
-----	---	---	---	----	----	----	---	---	----	---	----	----	----

内音波式  
5

実施箇所

### 別表－3 各施設設置場所

<b>県庁局</b>	
徳島県庁	徳島県徳島市万代町1-1
<b>土木局</b>	
徳島庁舎	徳島県徳島市南末広町6-36
鳴門庁舎	徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚128
吉野川庁舎	徳島県吉野川市川島町宮島736-1
阿南庁舎	徳島県阿南市富岡町あ王谷46
那賀庁舎	徳島県那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1
美波庁舎	徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1
美馬庁舎	徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
三好庁舎	徳島県三好市池田町マチ2415番地
<b>中継局</b>	
三好中継局	徳島県三好市池田町白地ウマバ816-4 徳島県三好中継局内
竜王中継局	徳島県美馬市美馬町字入倉813-46 徳島県竜王中継局内
川島中継局	徳島県吉野川市川島町宮島736-1 徳島県吉野川合同庁舎内
明神中継局	徳島県海部郡美波町大字阿部カシガフチ592-4 徳島県明神中継局内
上那賀中継局	徳島県那賀郡那賀町拝宮字徳ヶ谷77-2 徳島県上那賀中継局内
鶴林寺中継局	徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字鷺ヶ尾14 徳島県鶴林寺中継局内
小谷中継局	徳島県海部郡海陽町相川字笹無谷58-4 徳島県小谷中継局内
<b>観測局</b>	
新野	徳島県阿南市新野町秋山350-5地先 新野観測局
加茂	徳島県三好郡東みよし町加茂1621-2 92-62 加茂雨量・水位観測局
神野	徳島県海部郡海陽町神野字七川1-1地先 神野雨量・水位観測局
正法寺	徳島県板野郡藍住町奥野東中須125地先 正法寺雨量・水位観測局
立江	徳島県小松島市立江町字清水189-1 立江雨量・水位観測局
月輪	徳島県海部郡美波町西河内字大久保9-1地先 月輪雨量・水位観測局
広野	徳島県名西郡神山町阿野字広野154-1 広野雨量・水位観測局
法花	徳島県徳島市八万町式丈5-1 法花雨量・水位観測局
寄井	徳島県名西郡神山町神領字川北2-1 寄井雨量・水位観測局
宮前	徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村役場内
奥浦	徳島県海部郡海陽町奥浦字鹿ヶ谷3-1 徳島県南部総合県民局 美波庁舎 海部詰所 内
寒ヶ瀬	徳島県海部郡海陽町平井字寒ヶ瀬115番 寒ヶ瀬雨量観測局
平	徳島県吉野川市美郷字張410-7 平雨量観測局
野田原	徳島県阿波市市場町日開谷字野田原51-3 野田原雨量観測局
小谷	徳島県海部郡海陽町大字小谷字落106 徳島県小谷中継局内
赤松中央	徳島県海部郡美波町赤松字野田72-2 徳島県赤松中央観測局
穴吹	徳島県美馬市穴吹町字市ノ下8-2 穴吹水位観測局
井ノ内谷	徳島県三好市井川町垢鉢6150-4 井ノ内水位観測局
牛島	徳島県吉野川市鴨島町大字牛島字中開東1992-62 牛島水位観測局
内田橋	徳島県阿南市山口町前山田58-1地先 内田橋水位観測局
馬路	徳島県三好市池田町馬路字陰ノ前8-3 馬路水位観測局
大坂谷	徳島県板野郡板野町大寺字王寺59-11地先 大坂谷水位観測局
大代	徳島県鳴門市大津町大代571-3地先 大代水位観測局
大谷	徳島県鳴門市大麻町大谷字東山谷40 大谷水位観測局
沖野	徳島県徳島市飯谷町干飯2-1 沖野水位観測局

別表－3 各施設設置場所

沖ノ島	徳島県徳島市川内町鈴江西 金岡排水機場内 沖ノ島水位観測局
上鮎喰	徳島県徳島市鮎喰町2丁目118-2 上鮎喰水位観測局
上浦	徳島県名西郡石井町高川原字関147-5 上浦水位観測局
学島	徳島県吉野川市川島町学字辻19-1地先 学島水位観測局
春日	徳島県徳島市春日町字宝野27-1 春日水位観測局
鴨島	徳島県吉野川市鴨島町鴨島字知恵島境873-4地先 鴨島水位観測局
加茂野	徳島県名西郡石井町高川原字加茂野184-1 加茂野水位観測局
加茂前谷	徳島県阿南市椿町黒田49-7地先 加茂前谷水位観測局
川田	徳島県吉野川市山川町村雲171-1地先河川敷 川田水位観測局
神田瀬	徳島県小松島市小松島町字馬場本12-1 神田瀬水位観測局
熊谷	徳島県阿波市吉野町柿原字シノ原382-5 熊谷水位観測局
黒谷	徳島県板野郡板野町大寺字苅辺裏190-2 黒谷水位観測局
桑村	徳島県吉野川市川島町桑村字風呂谷1543-1地先 桑村水位観測局
源氏橋上	徳島県小松島市田野町字赤石北53-4 源氏橋上水位観測局
貞光	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字前田53-14 貞光水位観測局
下ノ庄	徳島県板野郡板野町下ノ庄字栄需44-1,41-1地先 下ノ庄水位観測局
新町	徳島県徳島市新町橋1丁目4-1 新町水位観測局
瀬戸	徳島県鳴門市瀬戸町明神字上本城252 瀬戸水位観測局
千羽口橋	徳島県海部郡美波町北河内字登り226-3 千羽口橋水位観測局
棚田	徳島県美馬市脇町字西赤谷2255-18番地先 棚田水位観測局
多良	徳島県海部郡海陽町多良 多良水位観測局
寺谷	徳島県名東郡佐那河内村下字寺谷54 寺谷水位観測局
徳命	徳島県板野郡藍住町徳命字前須東11-8 徳命水位観測局
入田	徳島県徳島市入田町春日137-1 入田水位観測局
登り	徳島県海部郡美波町北河内字登り226-3 登り水位観測局
半田	徳島県美馬郡つるぎ町半田字田井202 半田水位観測局
日開谷	徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下298-1地先河川敷 日開谷水位観測局
日比原	徳島県海部郡海陽町日比原27-12 日比原水位観測局
ほたる	徳島県吉野川市山川町堤外22-5地先 ほたる水位観測局
牟岐橋	徳島県海部郡牟岐町大字河内字東川又1748-1 牟岐橋観測局
山上	徳島県徳島市八万町上中筋953-1 山上水位観測局
吉永	徳島県鳴門市大津町吉永字四番越地先 吉永水位観測局
打樋川	徳島県阿南市津乃峰町長浜 打樋川排水機場内
太田川	徳島県小松島市和田島町松田新田37-14 太田川排水機場内
大谷川	徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外 大谷川排水機場内
奥湯川	徳島県海部郡美波町奥河内字櫛ヶ谷221-2 徳島県奥湯観測局
苅屋川	徳島県阿南市那賀川町芳崎494 苅屋川排水機場内
穴喰	徳島県海部郡海陽町穴喰浦中角1-1 徳島県穴喰観測局
芝生川	徳島県小松島市金磯町1番町弁天前 芝生川排水機場内
新池川	徳島県鳴門市撫養町南浜番外28 新池川排水機場内
善蔵川	徳島県海部郡海陽町大里字下中須26-7 善蔵川排水機場内
立江川	徳島県小松島市赤石町松田新田37-14 太田川排水機場内
田野川	徳島県小松島市金磯町14番 田野川排水機場内
冷田川	徳島県徳島市八万町沖須賀63 冷田川排水機場内
牟岐川	徳島県海部郡牟岐町中村字本村47-2 徳島県牟岐観測局

### 別表－3 各施設設置場所

角ノ瀬	徳島県徳島市国府町東黒田字鍵場197番地1地先 角ノ瀬堰観測局
飯尾川堰	徳島県徳島市不動北1丁目
正木ダム	徳島県勝浦郡上勝町正木字藤の内18-2 徳島県正木ダム管理事務所内
横瀬	徳島県勝浦郡勝浦町棚野字北川原
宮川内ダム	徳島県阿波市土成町宮川内字平間58 宮川内ダム管理事務所
七条	徳島県板野郡上板町西分字溝尻8-2地先河川敷 七条雨量観測局
長安口ダム	徳島県那賀郡那賀町大字小浜字立石5-4 国土交通省那賀川河川事務所長安口ダム管理所内
加茂谷	徳島県阿南市加茂町不け1-2
川口ダム	徳島県那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1 徳島県企業局川口発電所内
口山	徳島県美馬市穴吹町字市の下8-2 徳島県穴吹観測局内
丈六円橋	徳島県徳島市丈六町粟田丈六円橋左岸 徳島県丈六円橋観測局内
多家良	徳島県徳島市八多町 徳島県多家良観測局内
北矢三	徳島県徳島市北矢三町4丁目弁天橋右岸下流 徳島県北矢三観測局内
多々羅川	徳島県徳島市西新浜町1丁目 多々羅排水機場内
打樋川	徳島県徳島市論田町新開 打樋川排水機場内
新掘川	徳島県小松島市小松島町馬場ノ本 新掘川排水機場内
豊ノ本川	徳島県小松島市中郷町大瀬町 豊ノ本川排水機場内
飯尾川第二樋門	徳島県徳島市春日町宝野地先
出島川	徳島県阿南市那賀川町中島1558-1地先 出島川排水機場
<b>危機管理型水位計</b>	
勝浦川(飯谷)	徳島市飯谷町下里13-4【飯谷橋】
園瀬川	徳島市上八万町川北431付近【川北東橋】
冷田川	徳島市八万町川南91-6付近【川南北橋】
多々羅川	徳島市大松町下野神17-1付近【多々羅川橋】
西大堀川	徳島市国府町日開648【西堀橋】
芝生川	小松島市芝生町字横須58【菖蒲橋】
新堀川	小松島市中郷町字西野18付近【新堀橋】
生名谷川	勝浦町 大字名字山下8-1付近【生名大橋】
鮎喰川(阿野)	徳島市神山町阿野字広野65-3【阿野橋】
前川	藍住町奥野字前川6-1付近【諏訪橋】
大谷川(鳴)	鳴門市大麻町牛屋島字小松原【大谷川橋】
飯尾川	吉野川市鴨島町上下島38-1地先【鴨島中央橋】
川田川	吉野川市山川町奥川田45-2地先【庄司橋】
吉野川(善入寺島)	吉野川市川島三ツ島字新田516-2地先【阿波麻植大橋】
指谷川	阿波市市場町伊月字御幸ノ北188-2地先【御幸ノ北橋】
熊谷川(阿波)	阿波市吉野町柿原字北二条108-3地先【北二条第1号橋】
渡内川	石井町石井字石井2111-5地先【為老橋】
飯尾川	石井町浦庄字国実422-5地先【御所地橋】
打樋川(阿)	阿南市見能林町南林【引舟橋】
福井川	阿南市福井町古毛【古毛橋】
岡川	阿南市長生町西方【新西方橋】
那賀川(十八女)	那賀川町 十八女町 宮ノ前【十八女大橋】
那賀川	那賀町木頭出原字ナカスジ【出原橋】
日和佐川	美波町西河内字平戸【原ヶ野橋】
広岡川	海陽町芥附字芥附【上広岡橋】

別表－3 各施設設置場所

海部川	海陽町相川字中野【相川大橋】
母川	海陽町野江字中澤【不動橋】
土井谷川	美馬市脇町字拝原【土井谷橋】
城の谷川	美馬市脇町大字脇町字南町【城の谷橋】
明連川	美馬市穴吹町穴吹字明連【市道橋】
白川谷川	三好市山城町光兼【光兼橋】
山口谷川	三好郡東みよし町中庄【山蔭谷川樋門】
打樋川(徳)	徳島市大原町長尾29-3付近
八多川	徳島県多家良町吉田【吉田橋】
立江川	小松島市立江町字中ノ坪【前橋】
藤川	上勝町大字正木字中津【新藤川橋】
鶯谷川	市場町伊月字潺200-1地先【潺東二号橋】
五明谷川	阿波町中川原151-5地先【中河原橋】
大津田川	阿南市長生町大津田
畑田川	阿南市下大野町大橋
熊谷川(阿南)	阿南市熊谷町秋葉下
三谷川(阿南)	阿南市見能林町青木
中山川(和食)	那賀町和食郷【和食橋】
穴喰川	海部郡海陽町尾崎八山【安井橋】
善蔵川	海部郡海陽町大里字尾野鼻【前田新橋】
浦上川	海部郡海陽町浅川
相川	海部郡海陽町相川字柱野【日浦橋】
貞光川	美馬郡つるぎ町一字赤松【螢橋】
半田川	美馬郡つるぎ町半田字西久保【和田橋】
穴吹川	美馬市穴吹町口山字初草【天神橋】
鮎苦谷川	池田町州津【箸蔵橋】
宮川内谷川	板野町大寺【古町大橋】
樋殿谷川	鳴門市大麻町萩原【萩原団地1号橋歩道橋】
<b>河川監視カメラ</b>	
鮎喰川	徳島市北矢三町3丁目7 弁天橋付近
園瀬川	徳島市八万町新貝 園瀬橋付近
宮川内谷川(板野町)	板野郡板野町下庄神木 唐園橋付近
宮川内谷川(上板町)	板野郡上板町七條門田 松島橋付近
宮川内谷川(阿波市)	阿波市土成町高尾南原 高尾橋付近
勝浦川(徳島市)	徳島市飯谷町高良 下沖野警報局付近
勝浦川(小松島市)	小松島市江田町中道 江田水位計付近
勝浦川(勝浦町)	勝浦郡勝浦町沼江高開 今山橋付近
新池川	鳴門市大津町木津野東川田 木津神橋付近
海部川	海部郡海陽町奥浦新町 海部大川橋付近
桑野川	阿南市桑野町菅増 蛭地川付近
福井川	阿南市福井町大西 大西水位計付近
穴喰川	海部郡海陽町穴喰浦正梶 中角橋付近
貞光川	美馬郡つるぎ町貞光前田 貞光水位計付近
飯尾川	名西郡石井町高川原高川原 渡内川合流点
日和佐川	海部郡美波町西河内大久保 日和佐橋付近

### 別表－3 各施設設置場所

那賀川(和食)	那賀郡那賀町和食郷北地 中山川合流点下流
那賀川(鮎川)	那賀郡那賀町相生
那賀川(木頭出原)	那賀郡那賀町出原
川田川	吉野川市山川町井上 川田橋付近
神田瀬側	小松島市神田瀬町
大谷川	鳴門市大麻町大谷 榎原橋付近
岡川	阿南市宝田町平岡
奥潟川	美波町奥河内
牟岐川	牟岐町河内
穴吹川	美馬市穴吹町穴吹
山口谷川	三好郡東みよし町中庄
加茂谷川	三好郡東みよし町加茂

別表－4

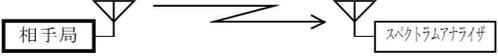
電気通信施設点検基準（案） （2 / 3）

個別点検

令和7年3月

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	表示の確認	各部の電圧／電流を自蔵計器またはテスト等により測定する。							装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要に応じてインクリボンの交換を行う。	
2	印字記録確認										
3	各部電圧・電流確認						※	○	自蔵計器またはテスト		
4	送信出力確認								通過型電力計	※無線のみ対象	
5	送信周波数確認								周波数計	※無線のみ対象	
6	最大周波数偏移確認								F M直線検波器，低周波発振器	※無線のみ対象	
7	不要輻射強度確認								スペクトラムアナライザ	※無線のみ対象 注1 無変調状態 注2 変調状態	

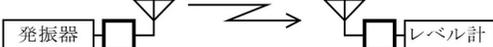
※：設置環境、重要性に応じて実施。

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
8	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象
9	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	低周波発振器，レベル計		※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定，スケルチ感度，受信感度の確認を行う。
10	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	
11	システム機能の確認	全局観測制御確認	手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。					※	○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
		個別観測制御確認	手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。					※	○		
		プリンタ制御	全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。					※	○		
		中継局制御	手動で中継局の起動／停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。					※	○		
		その他	呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。					※	○		
12	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					※	○			
13	通話機能確認	各観測局，中継局と通話が行えることを確認する。					※	○			
14	伝搬路の見直し確認										※無線のみ対象
15	空中線確認		外観の確認								※無線のみ対象
	給電線の確認		VSWR確認							定在波測定器（または通過形電力計）	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。
16	接続部の確認	接続ケーブル，コネクタ，端子等の接続状態の確認をする。						○			
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持	
18	図書類・予備品類等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○			

※：設置環境、重要性に応じて実施。

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	各部電圧・電流確認	各部の電圧／電流を自蔵計器またはテスタ等により測定する。					※	○	自蔵計器またはテスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合	
2	送信出力確認	 <p>電力計で測定し、指定電力±10%以内であることを確認する。</p>					※	○	通過型電力計	測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象
3	送信周波数確認	 <p>周波数計で測定し、基準値内であることを確認する。 70MHz帯：±5×10<sup>-6</sup>以内 400MHz帯：±3×10<sup>-6</sup>以内</p>					※	○	周波数計		※無線のみ対象
4	最大周波数偏移確認	 <p>直線検波器等で測定し、基準値内であることを確認する。 測定箇所は、1kHz、3kHzとする。 70MHz帯：±5kHz 以内 400MHz帯：±2.5kHz以内</p>						○	F M直線検波器，低周波発振器		※無線のみ対象
5	不要輻射強度確認	 <p>スペクトラムアナライザで測定し基準値内であることを確認する。搬送波抑圧フィルタは必要に応じて使用する。 [帯域外領域における不要放射強度(注1)] 70MHz帯：1mW以下、かつ、基本周波数の平均電力より60dB（基本周波数帯が70MHz以下の場合は80dB）以上低いこと。 （ただし、1W以下の場合は100μW以下） 400MHz帯：2.5μW以下。（ただし、1W以下の場合は25μW以下） [スプリアス領域における不要放射強度(注2)] 70MHz帯：基本波の搬送波電力より60dB以上低いこと。 （ただし、1W以下の場合は50μW以下） 400MHz帯：2.5μW以下。（ただし、1W以下の場合は25μW以下）</p>						○	スペクトラムアナライザ		※無線のみ対象 注1 無変調状態 注2 変調状態

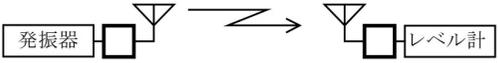
※：設置環境、重要性に応じて実施。

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、S/Qをレベル に調整する必要がある。
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器		※無線のみ対象
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	低周波発振器，レベル計		※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作，受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 （疑似故障を含む）					※	○			※無線のみ対象
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに，中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					※	○			※無線のみ対象
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○			※無線のみ対象
12	空中線確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○			※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○			
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）		
13	接続部の確認	接続ケーブル，コネクタ，端子等の接続状態の確認をする。						○			
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持	
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○			

※：設置環境、重要性に応じて実施。

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	各部電圧・電流確認	各部の電圧／電流を自蔵計器またはテスタ等により測定する。					※	○	自蔵計器またはテスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合	
2	送信出力確認	 <p>電力計で測定し、指定電力±10%以内であることを確認する。</p>					※	○	通過型電力計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象
3	送信周波数確認	 <p>周波数計で測定し、基準値内であることを確認する。 70MHz帯：±5×10<sup>-6</sup>以内 400MHz帯：±3×10<sup>-6</sup>以内</p>					※	○	周波数計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象
4	最大周波数偏移確認	 <p>直線検波器等で測定し、基準値内であることを確認する。 測定箇所は、1kHz、3kHzとする。 70MHz帯：±5kHz 以内 400MHz帯：±2.5kHz以内</p>						○	FM直線検波器、 低周波発振器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象
5	不要輻射強度確認	 <p>スペクトラムアナライザで測定し基準値内であることを確認する。搬送波抑圧フィルタは必要に応じて使用する。 [帯域外領域における不要放射強度(注1)] 70MHz帯：1mW以下、かつ、基本周波数の平均電力より60dB（基本周波数帯が70MHz以下の場合は80dB）以上低いこと。 （ただし、1W以下の場合は100μW以下） 400MHz帯：2.5μW以下。（ただし、1W以下の場合は25μW以下） [スプリアス領域における不要放射強度(注2)] 70MHz帯：基本波の搬送波電力より60dB以上低いこと。 （ただし、1W以下の場合は50μW以下） 400MHz帯：2.5μW以下。（ただし、1W以下の場合は25μW以下）</p>						○	スペクトラムアナライザ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 注1 無変調状態 注2 変調状態
6	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	スペクトラムアナライザまたは 電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象

※：設置環境、重要性に応じて実施。

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月				
7	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	低周波発振器，レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。						※	○			
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。							○		周囲環境を考慮した機能維持	
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象
11	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。							○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。							○		
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○	定在波測定器（または通過形電力計）	
12	接続部の確認	接続ケーブル，コネクタ，端子等の接続状態の確認をする。							○			
13	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器，記録計の連動動作を確認する。（水位は量水標と比較する。）						※	○			
		A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認。						※	○			
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						※	○		周囲環境を考慮した機能維持	
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							○		障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○			

※：設置環境、重要性に応じて実施。

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	各部電圧・電流確認	各部の電圧／電流を自蔵計器またはテスタ等により測定する。					○		自蔵計器またはテスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	送信出力確認							通過型電力計			
3	送信周波数確認							周波数計			
4	最大周波数偏移確認							F M直線検波器，低周波発振器			
5	不要輻射強度確認							スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			
6	受信入力電力確認							スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
7	区間S/Nの確認								低周波発振器，レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。
8	動作確認	警報装置を構成する各部の動作確認を行う。						○			
9	警報制御確認	制御監視局からの制御により、実動作試験を行う。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御						○			
10	伝搬路の見通し確認										
11	空中線確認									定在波測定器（または通過形電力計）	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。
	外観の確認										
	給電線の確認 V S W R 確認										
12	接続部の確認	接続ケーブル，コネクタ，端子等の接続状態の確認をする。						○			
13	サイレン，スピーカ，集音マイクの確認	サイレンまたはスピーカの発錆，ケーブル接続部及びそれらの取付部の点検，防鳥網の点検並びに本体等の清掃を行う。 集音マイクの外観及び取付状態等を点検し，また動作試験を行い正常であることを確認する。						○			
14	回転灯及び表示板の確認	回転灯，閃光灯，表示板，河川情報表示板等の外観及び取付状態の点検と動作試験を行い，正常であることを確認する。						○			
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○			

1 2 - 3 直流電源装置（テレメータKR用（触媒栓付））

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備 考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月				
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○							装置の正常動作の確認	標準値（規定値）は試験成績書を確認する。 アルカリ用、鉛用の保守用器具は混用しないこと。 ※印は3年点検時での実施内容とする。	
2	環境の確認	運転環境（温度、湿度、埃、換気スペース、結露等）を五感及び温湿度計にて確認する。						○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持		
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。						○	放射温度計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。						○	絶縁抵抗計			
5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。						○	デジタルマルチメータ			
6	入出力特性の確認	入力（電圧、電流、周波数）、出力（電圧、電流）を測定し標準値以内であることを確認する。						○	デジタルマルチメータ			
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観（電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食）を確認する。							○			
		蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正值にあることを確認する。なお、不足の場合は補水する。							○			
		蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電をする。							○	デジタルマルチメータ		
		蓄電池の比重及び液温をパイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電をする。							○	比重計、温度計		
8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。							○			
		保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。							○			
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。							○		障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○			

（注1）アルカリ蓄電池の比重

アルカリ蓄電池の電解液比重は充放電により変化はなく、比重は20℃で1.20（許容範囲1.17～1.23）が標準値である。

（注2）原則として、12ヶ月点検以内は、装置が運転状態にて行う。3年点検は、蓄電池放電状態にて行うこととするが、停電補償時間が短い、または蓄電池の劣化のため、点検時間が十分にとれない場合は、仮設蓄電池の設置を検討する。

12-4 直流電源装置（テレメータKR用（MSE形等））

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月				
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○							装置の正常動作の確認	標準値（規定値）は試験成績書を確認する。 ※印は3年点検時での実施内容とする。	
2	環境の確認	運転環境（温度、湿度、埃、換気スペース、結露等）を五感及び温湿度計にて確認する。						○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持		
3	内部の確認								放射温度計	装置の正常動作の確認		
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。						○	絶縁抵抗計	標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
5	使用状態の確認								デジタルマルチメータ			
6	入出力特性の確認	入力（電圧、電流、周波数）、出力（電圧、電流）を測定し標準値以内であることを確認する。						○	デジタルマルチメータ			
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観（電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食）を確認する。							○			
		蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。							○	デジタルマルチメータ		
		蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定・確認する。							○	インピーダンス計		
		蓄電池の交換推奨時期を確認する。							○			
8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。							○			
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							○	周囲環境を考慮した機能維持		
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。							○		障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○			

(注) 原則として、12ヶ月点検以内は、装置が運転状態にて行う。3年点検は、蓄電池放電状態にて行うこととするが、停電補償時間が短い、または蓄電池の劣化のため、点検時間が十分にとれない場合は、仮設蓄電池の設置を検討する。

「個別点検」 12-6 太陽電池 (テレメータ用)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	各部電圧電流測定	太陽電池出力電圧、電流、負荷電圧、電流、蓄電池電圧を測定し、基準値以内であることを確認する。						<input type="radio"/>	自蔵計器またはテスト	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	標準値（規定値）は試験成績書を確認する。 メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）は除く。 アルカリ用、鉛用の保守用器具は混用しないこと。
2	蓄電池の確認							<input type="radio"/>	テスト		
		蓄電池電圧を各セル毎に測定し、基準値以内であることを確認する。						<input type="radio"/>	比重計・温度計		
3	取付状況の確認	取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 太陽電池の直射日光を遮蔽する支障木の有無を確認する。						<input type="radio"/>			
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						<input type="radio"/>			
5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						<input type="radio"/>	周囲環境を考慮した機能維持		
6	図書類、予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						<input type="radio"/>	障害時の備え		
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						<input type="radio"/>			

13-3 無停電電源装置（汎用小容量UPS 20kVA以下）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○							装置の正常動作の確認	取扱説明書を確認する。
2	蓄電池の確認	蓄電池交換推奨時期を確認する。						○			
3	ファンの確認	ファンの動作を確認する。						○			
4	機器本体の清掃等	機器本体の外面の清掃及び機器取付け状態を確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		
5	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。						○	障害時の備え		
		予備品類の保管状況、数量等を確認する。						○			

(注) 原則として、上記点検は、装置が運転状態にて行うこととする。

「個別点検」 22-1 雨量計

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	時計の確認	記録と現在時刻が合っているか確認し、ずれていたら調整する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	専用記録器 打点式記録計	
2	各可動部の確認	目視により可動部の動作状況を確認する。 異常音がある場合は注油する。					○			専用記録器 打点式記録計	
3	パルス積算の確認	記録計または変換器入力にパルス（短絡）を入れ、積算の確認をする。 ・100パルス与えて積算ミスがないこと及び同時にパルス出力も確認する。 0.5mm/1Pは50mm 1mm/1Pは100mm					○			専用記録計および変換器	
4	パルス出力確認	転倒マス転倒させパルス（接点）が正常に出力されるか確認する。このとき軽く動作すること。					○	テスト			
5	BCD出力の確認	A/Dコンバータの表示と出力値が合っていることの確認をする。					○	テストまたはBCD チェッカ		A/Dコンバータ付きの場合。	
6	雨量マスによる精度の確認	20mmの雨量マスにより発信器に点滴し記録値を確認する。					○	雨量マス20mm			
7	自記記録計等の確認	自記記録計等は、インクの補充、記録紙の交換をする。					○			センサの点検で行う	
8	発信器の清浄	発信器内部の清浄 口水器（ロード）にたまった砂や埃を取り除く。					○		周囲環境を考慮した機能維持		
9	ヒータの確認							テスト	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	ヒータ付きの場合でパイプヒータ。	
10	絶縁抵抗確認							絶縁抵抗計 （500Vメガー）		ヒータ付きの場合。 ・アレスタ付きの場合は、アレスタをはずして実施する。	
11	検定有効期限の確認	検定の有効期限を確認する。					○		気象業務法における検定期間の確認		

\*：地域環境条件により点検周期を決定する。

「個別点検」 2 2 - 3 水位計（水晶式）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	取付状況	センサの設置状態を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
2	接続端子部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○				
3	カートリッジペン										
	記録状況 注油										
	疑似入力試験									基準電圧発生器	
4	動作確認	変換器の設定内容を確認する。					○				
5	D. O出力	D. Oチェックにより動作を確認する。					○				
6	比較試験	現水位と機器の水位の比較し確認する。					○	量水板、手測水位計			違いがある場合は調整する。
7	機器本体の清掃等	計器板の清掃をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持		
8	図書類・予備品等の確認	図書・予備品類の整理、数量等を確認する。					○		障害時の備え		

\*：地域環境条件により点検周期を決定する。

「個別点検」 2 2 - 4 音波水位計

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考							
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月										
1	電源電圧の確認	電源部入出力電圧を確認する。					○		テスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	出力は電圧測定端子のある場合のみ							
2	センサ取付状況確認	センサの設置状態（結露及び錆等）を確認する。					○											
3	ケーブル接続状況確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○											
4	カートリッジペン								装置テストSW等による									
	記録計											動作確認	オシロスコープ					
動作確認																		
6	D. O出力											D. Oチェックにより動作を確認する。					○	テスタ
7	比較試験											現水位と機器の水位の比較し確認する。					○	量水板、手測水位計
8	外観確認及び清掃	保護管等の破損、音波管内部の清浄、音波管にたまった砂・土や蜘蛛の巣等を取り除く。					○		周囲環境を考慮した機能維持									
9	機器本体の清掃等	機器本体等の内外面を清掃する。					○											
10	図書類・予備品等の確認	図書・予備品類の整理、数量等を確認する。					○		障害時の備え									

\*：地域環境条件により点検周期を決定する。

「個別点検」 2-3-1 耐雷トランス（低圧用）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	避雷素子の確認	破損、変色、発熱等を確認し、劣化した素子は交換する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	避雷素子には種々のものがあるので、劣化及び交換の判断は説明書を参照すること。 避雷素子は取り外して測定する。	
2	絶縁抵抗の確認	一次、二次端子をそれぞれ一括し、一次と接地間、二次と接地間及び一次と二次間を500V絶縁抵抗計で測定し100MΩ以上であることを確認する。					○	絶縁抵抗計 (500Vメガー)			
3	接続部の確認	接続ケーブル、端子等の接続状態を確認する。					○				
4	機器本体の清掃等	機器本体の外表面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		
5	図書類・予備品等の確認	図書類が整理保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○				

「個別点検」 24-3 端末装置（ワークステーション、パーソナルコンピュータ）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月				
1	電圧等の確認	チェック端子等により各部の電圧を確認する。						○	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要とする装置のみ。	
2	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○				
3	ハードディスクの確認	稼働時間、不良セクタの有無を確認する。						○				
4	動作確認	アプリケーションプログラムを動作させ、表示、キーボード入力、マウスの動作、LANによるデータの送受信機能等、総合動作を確認する。						○				
5	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。						○				
6	イベントログ（Windows 付属機能）の確認	OS機能のイベントログ（システム及びアプリケーション）を確認し、ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログが無いことを確認する						○				OSがWindowsの場合
7	機器本体の清掃等	筐体内部の点検及び清掃をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持			
		ファンの点検及び清掃をする。						○				
		F/Dドライブヘッドのクリーニングをする。						○				
		ディスプレイ部の清掃をする。						○				
		ディスプレイ画面の清掃をする。						○				
		キーボードの点検及び清掃をする。						○				
		マウスの点検及び清掃をする。						○				
		異常音、異常温度の確認をする。						○				
		ランプの点灯状態を確認する。						○				
		摩耗部品の交換をする。						○				
		据付状態を確認する。						○				

「個別点検」 24-4 端末装置（LAN〔ブリッジ・ルータ〕）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○	装置の正常動作の確認、維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		
2	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。						○			
3	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態を確認する。						○ ○ ○			

「個別点検」 24-5 サーバ（ファイルサーバ、プリンタサーバその他）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	電圧等の確認	チェック端子等により電源電圧等を確認する。						○	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要とする装置のみ。
2	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し対象となるものは交換する。						○			
3	CRT表示部の確認	輝度及び色彩等を点検し異常の無いことを確認する。						○			
4	ハードディスクの確認	稼働時間、不良セクタの有無を確認する。						○			
5	停・復電時の機能確認	無停電電源装置との連動により停電検出、停電検出時のデータセーブ処理等が正常に行われることを確認する。						○			
		復電時の自動起動処理が正常に行われることを確認する。						○			
		ファイル保護機能、バックアップ機能等を確認する。						○			
6	動作確認	テストプログラム等によりサーバとしての動作を確認する。						○			
7	イベントログ（Windows付属機能）の確認	OS機能のイベントログ（システム及びアプリケーション）を確認し、ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログが無いことを確認する						○			OSがWindowsの場合
8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態、プラグインの緩み等を確認する。						○			
9	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持		
		キーボード、マウス等の確認及び清掃をする。						○			
		ファン、フィルタを清掃する。						○			
		機器据付状態を確認する。						○			

「個別点検」 24-6 CDT受信装置

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により各部電圧等を測定する。						○	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	MODEMのUリンクにて確認。
2	時計装置の確認	時計表示部の日付、時刻を確認する。						○			
3	信号レベル確認	受信レベルを測定し、基準値以内であることを確認する。						○	レベルメータ		
4	データの確認	受信データを確認する。						○			
5	接続部の確認	コネクタ、端子等の接続部の確認をする。						○			
6	機器本体の清掃等	機器内外面の清掃をする。 機器据付状態を確認する。						○			

「個別点検」 24-7 CDT送信装置

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により各電圧等を測定する。						○	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	信号レベル確認	送信レベルを測定し、規定値以内であることを確認する。						○	レベルメータ		
3	データの確認	送信データを確認する。						○			
4	接続部の確認	コネクタ、端子等の接続部の確認をする。						○			
5	機器本体の清掃等	機器内外面の清掃をする。 機器据付状態を確認する。						○			

「個別点検」 24-8 表示板（壁掛け式）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により各部の電圧等を測定する。						○	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	表示器の確認	ランプテストで確認をする。						○			
		データ表示ユニット（数値表示）及び表示ランプを点検し、正常であることを確認する。						○			
		警報音等の動作を点検し、正常であることを確認する。						○			
3	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。						○			
4	機器本体の清掃等	機器外面の清掃をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	
		機器据付状態を確認する。						○			

「個別点検」 11-2 IPコーデック (IPエンコーダ, IPデコーダ)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	表示の確認	装置のLEDにより障害表示の有無を目視確認する。	○							装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	音声の確認							レベルメータ			
3	映像の確認	映像が正常に伝送されているか確認する。						○ モニタ			
4	FANの確認	装置本体のFANが正常に回転しているかを確認する。 また、FAN周辺が汚れている場合は、清掃する。						○			
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○			
6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持		
7	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え		

13-3 無停電電源装置（汎用小容量UPS 20kVA以下）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○							装置の正常動作の確認	取扱説明書を確認する。
2	蓄電池の確認	蓄電池交換推奨時期を確認する。						○			
3	ファンの確認	ファンの動作を確認する。						○			
4	機器本体の清掃等	機器本体の外面の清掃及び機器取付け状態を確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		
5	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。						○	障害時の備え		
		予備品類の保管状況、数量等を確認する。						○			

(注) 原則として、上記点検は、装置が運転状態にて行うこととする。

「個別点検」 1 4-1 カメラ設備 (カメラ装置・機側装置)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	外観の確認	ポール、据付架台を含む機器全体の塗装、錆、ボルト類の緩みを確認する。 発電機を有する場合は、残油量を確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。						○	テスタ	装置の正常動作の確認、維持 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
3	カメラ装置の確認 ・カメラケースの確認	ワイパの動作及び消耗程度を確認し、交換時期を確認する。 ガラス面の異物付着の確認及び除去、清掃をする。						○		装置の正常動作の維持 周囲環境を考慮した機能維持	
	・旋回装置の確認	上・下・左・右の動作がスムーズに行えること及び回転動作時の異常音の有無を確認する。						○		装置の正常動作の維持	旋回式カメラ設備に適用
	・接続部の確認	ケーブル破損、端末処理の不具合、接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。						○			
	・機器本体の清掃等	機器本体の取付状態の確認及び清掃を行う。						○		周囲環境を考慮した機能維持	
	機側装置の確認 ・避雷器の確認	各端子等に緩みが無いことを確認する。						○		装置の正常動作の維持	
4	・接続部の確認	ケーブル破損、端末処理の不具合、接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。						○			
	・機器本体の清掃等	機器本体の取付状態の確認及び清掃をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	
5	図書類、予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え	
		予備品の保管状態・数量等を確認する（カメラ装置を含む）。						○			

「個別点検」 2.3-1 耐雷トランス（低圧用）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	避雷素子の確認									装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	避雷素子には種々のものがあるので、劣化及び交換の判断は説明書を参照すること。
2	絶縁抵抗の確認	一次、二次端子をそれぞれ一括し、一次と接地間、二次と接地間及び一次と二次間を500V絶縁抵抗計で測定し100MΩ以上であることを確認する。						○	絶縁抵抗計 (500Vメガー)		避雷素子は取り外して測定する。
3	接続部の確認	接続ケーブル、端子等の接続状態を確認する。						○			
4	機器本体の清掃等	機器本体の外表面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	
5	図書類・予備品等の確認									障害時の備え	

No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月				
1	外観、運転状態の確認	本体系	ファンベルトの確認をする。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
			燃料噴射ポンプブラック目盛位置及び注油、摺動の確認をする。				※	○				
			セルモータ接点及びブラシ等の確認をする。				※	○				
			エア・フィルターの確認をする。				※	○				
			過給器プロアフィルタの確認をする。				※	○				
			燃料油こし器のドレン抜きをする。						○			
			潤滑油こし器のドレン抜きをする。						○			
			予熱栓の確認をする。						○			
		防振装置、耐震装置の確認をする。						○				
		空気始動系										
		冷却水系										
		燃料系	燃料小出槽のドレン抜きをする。						○			
			燃料配管の腐蝕、支持状況を確認する。						○			
			手動弁の開閉状態を確認する。						○			
			表示札の確認をする。						○			
		潤滑油系	燃料槽通気管の確認をする。						○			
		潤滑油系	潤滑油系ブライミングポンプの確認をする。						○			

※：設置環境、重要性等に応じて実施。

No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
2	性能、機能の確認	本体系	機関回転数計測。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握 周囲環境を考慮した機能維持	
			潤滑油圧力計測。				※	○			
			冷却水温度計測。				※	○			
			排気温度計測。				※	○			
	空気始動系									空気始動のみ。	
	冷却水系										
	燃料系										
	潤滑系										
3	機能を維持するための確認	本体系	各部の清掃をする。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持	
		空気始動系									
		冷却水系									
		燃料系	燃料槽の汚損、発錆の有無を確認する。				※	○			
		潤滑系									

※：設置環境、重要性等に応じて実施。

「個別点検」 37-2 発動発電機（ディーゼル）〔発電機〕

No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月					
1	外観、機能の確認	巻線・鉄心部	巻線の変形、亀裂の有無を確認する。							○	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
			鉄心の変色、変形、さびの有無を確認する。							○			
			絶縁物の変色、脱落の有無を確認する。							○			
			じんあい等による汚損、目詰り、異物の有無を確認する。							○			
			リード線、渡り線の状態を確認する。							○			
		界磁	ブラシなし方式	励磁機内の汚損、異物の有無を確認する。									○
				整流素子、冷却フィンの状態を確認する。									○
				縮付部の状態を確認する。									○
			ブラシあり方式										
			すべり軸受部										
端子	口出線の劣化、汚損、損傷の有無を確認する。							○					
	端子箱、保護カバーの取付状態を確認する。							○					
	接続部、ケーブルヘッド、絶縁処理の状態を確認する。							○					
2	絶縁耐力の確認 接地抵抗の測定	絶縁抵抗測定 高圧回路は1000V絶縁抵抗計、低圧回路は500V絶縁抵抗計で測定し、据付時と比べて著しく低下していないことを確認する。 接地抵抗測定 接地抵抗を測定し、高圧はA種10Ω以下、低圧は300V以下のものはD種100Ω以下、300Vを超えるものはC種10Ω以下であることを確認する。							○	絶縁抵抗計 (1000Vメガー、 500Vメガー)  接地抵抗計			
3	機能を維持するための確認	発電機外側の清掃をする。							○	周囲環境を考慮した機能維持			

※：設置環境、重要性等に応じて実施。

「個別点検」 37-3 発動発電機（ディーゼル）〔直流電源盤〕

No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	性能、機能の確認	整流器交流入力電圧、出力電圧、電流、負荷電圧電流、蓄電池電圧を測定し確認する。						○	テスタ、比重計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	消防適用品は6ヶ月する。
		蓄電池、セル毎の電圧、電解液比重を測定し確認する。						○			
		浮動充電、均等充電自動切替試験を行い確認する。						○			
		保護回路、警報回路の動作試験を行い確認する。						○			
		蓄電池の交換推奨時期を確認する。						○			
							インピーダンス計		MSE（HSE）のみ適用		
2	機能を維持するための確認	整流器、蓄電池清掃をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	

「個別点検」 37-4 発動発電機（ディーゼル）〔煙道、消音器〕

No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	外観、運転状態の確認	煙道、消音器の汚損、発錆、断熱覆及び支持状況の確認をする。						○		装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
		貫通部の遮熱保護、止水状況の確認をする。						○			
		周囲に可燃物が置かれていないことを確認する。						○			

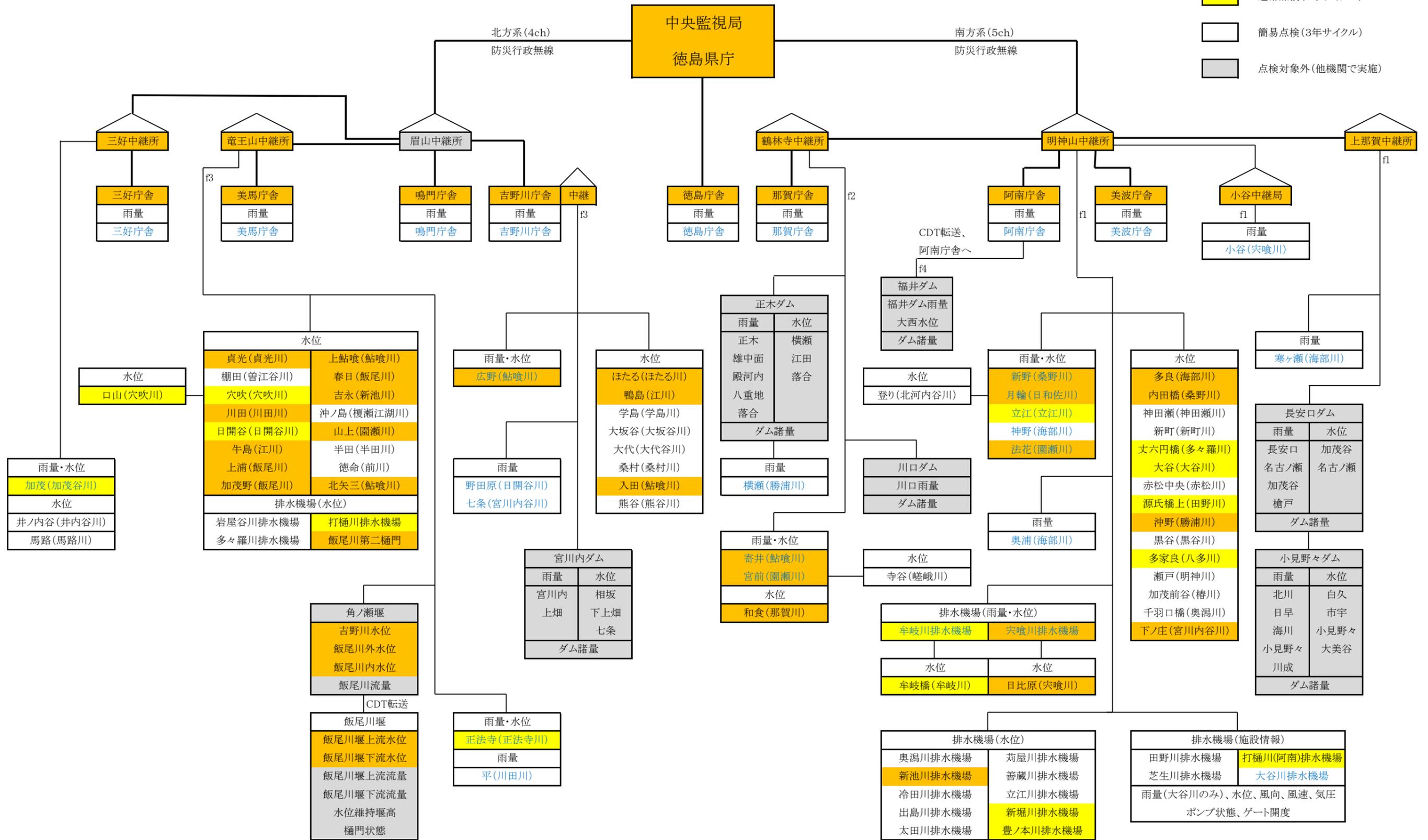
No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	性能、機能の確認								装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
										31-3 高圧設備（真空遮断器） の点検基準による	

No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月				
1	性能、機能の確認	自動制御装置 (AVR)	設定器、リレー等接触部の確認をする。							○	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
			各部の締付状態の確認をする。							○		
			各部の汚損、損傷、変色の有無を確認する。							○		
2	機能を維持するための確認	清掃・増締	盤面、内部器具の塵埃の除去及び清掃をする。							○	周囲環境を考慮した機能維持	
			主回路接続部、制御回路接続部の締付け状況の確認をする。							○		
		その他	各機器の外観、取付状態を確認する。							○		
			盤内の汚損、異物の落下の確認をする。							○		
			接地線の異常、接続部の締付状態を確認する。 点検終了時、スイッチ類が正常な位置にあることを確認する。							○		

水防情報伝達システム回線系統図

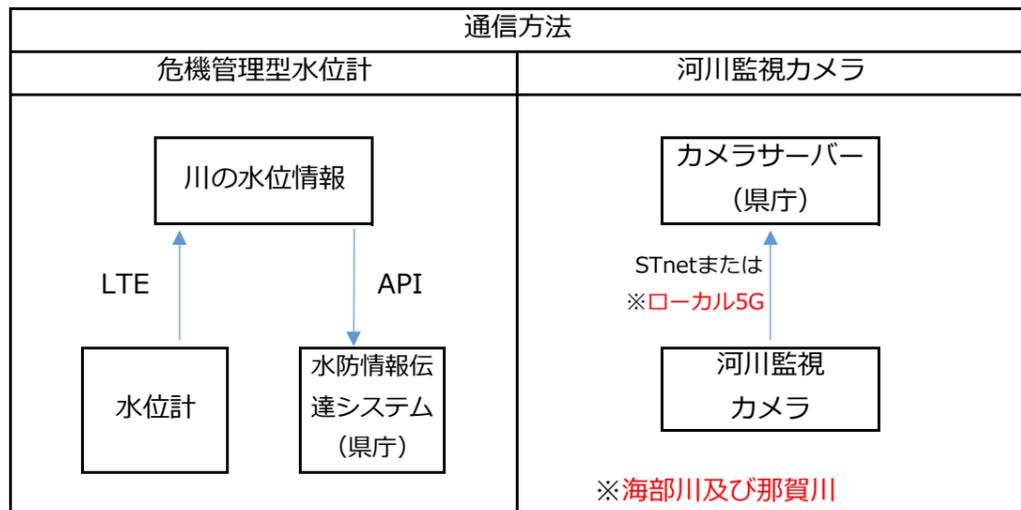
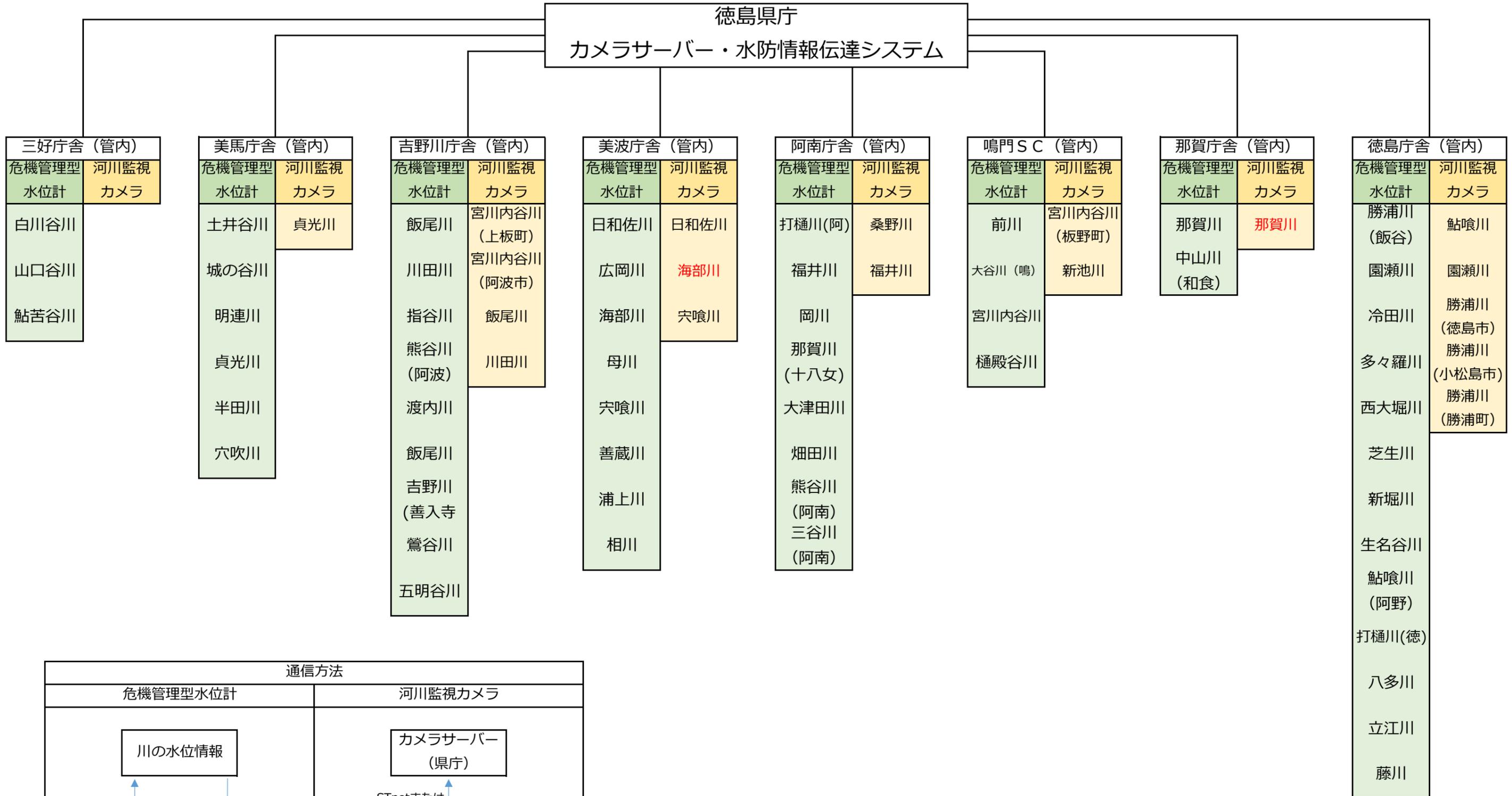
着色凡例

- 通常点検(毎年)
- 通常点検(3年サイクル)
- 簡易点検(3年サイクル)
- 点検対象外(他機関で実施)



# 別図-2

※カメラサーバー改修中のため保守対象外



1. 定期保守年間工程表

(1)5月点検

(2)11月点検

2. 管理技術者氏名

3. 作業組織及び連絡体制

(1)作業組織

(2)連絡体制

(3)夜間・休日の連絡体制

4. 作業方法

5. その他

(様式2-1)定期保守報告書様式

令和8年度

R8河川 法花観測局他 徳・八万他  
水防情報伝達システム保守点検業務

〇〇月点検 定期保守報告書

〇〇年〇〇月



(様式2-2(2))

1. 保守対象機器

土木局名 \_\_\_\_\_ 土木局 1 式

観測局 \_\_\_\_\_ 局分

	観測局名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

	観測局名
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

2. 点検実施日 令和〇年〇月〇日～〇月〇日

3. 作業責任者

責任者名 \_\_\_\_\_

作業者名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(様式2-3(1))

					作成者名	
局名	保守点検日	保守結果	保守結果が否の場合		備考	
			装置名	処置		
中央監視局		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
土 木 局 設 置 分	東部県土整備局 (徳島) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	東部県土整備局 (鳴門) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	東部県土整備局 (吉野川) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	南部総合県民局 (阿南) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	南部総合県民局 (那賀) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	南部総合県民局 (美波) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	西部総合県民局 (美馬) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	西部総合県民局 (三好) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		



(様式2-4)

局名	中央監視局及び 各土木局設置分	作成者		報告日	
所見					
処理事項					
特記事項					

(様式2-5) 要修繕箇所報告

対象局名		対象装置名	
報告者		報告日	○年○月○日
不良箇所			
対応策			
修繕見積額			

(様式2-5(2))

局別要修繕箇所

所管土木局		観測局名		観測種別	
要修繕箇所					
破損状況					
修繕方法				修繕費見積	

(様式2-6)

雨量局注水試験結果表

所管土木局		雨量局名		試験費	令和○年○月○日
第○回 結果判定(良 異常)		自記記録紙			
注水時間	開始	○時○分			
	終了	○時○分			
注水量	cc		mm		
転倒回数	回				
自記記録	mm				
第○回 結果判定(良 異常)		自記記録紙			
注水時間	開始	○時○分			
	終了	○時○分			
注水量	cc		mm		
転倒回数	回				
自記記録	mm				
所管土木局		雨量局名		試験費	
第○回 結果判定(良 異常)		自記記録紙			
注水時間	開始	○時○分			
	終了	○時○分			
注水量	cc		mm		
転倒回数	回				
自記記録	mm				
第○回 結果判定(良 異常)		自記記録紙			
注水時間	開始	○時○分			
	終了	○時○分			
注水量	cc		mm		
転倒回数	回				
自記記録	mm				



(様式2-8)

						主任監督員	監督者	担当者	技術者
観測所番号		雨量観測所見回り報告書(転倒マス雨量計)							
		見回り 年 月 日							
観測所名	観測者氏名	機器番号	機器形式	時計番号	製作所名	見回り者所属		見回り者氏名	
項目			判定			処置			処置の具体的内容及び特記事項
			正常	異常		調整	交換	修理	
(1)観測業務									
	イ 時刻は正確に記録しているか		時分	いない					
	ロ 雨量は正確に記録しているか		よい	いない					
	ハ 記録紙の巻取り方はよいか		よい	スプロケットから外れ	たるみがある	零点不良			
(2)時計、器械の調子									
	イ 正常1日10分以内		正しい	速い					
	イ 遅速1日10分以上～30分以上			遅い	10分以上	30分以上			
	イ 止まる			電池切れ	時々止まる				
	ロ インクは正常に出ているか		正常	インク切れ	途切れる				
	ハ 器械、記録状況は正常か		正常	かすれる	にじむ				
	ニ 過去の記録状況を点検したか		はい	不鮮明	零点不良				
II 器械 (3)受水器									
	イ 水平に設置されているか		正常	グラグラ動く	傾いている	変形している			
	ロ 受水口に木の葉等が入っていないか		よい	吐いている					
	ハ 濾水器はチリ、埃、小鳥の糞で汚れていないか		よい	埃詰まり	汚れ				
	ニ 転倒マスは汚れていないか、軽く動くか		よい	軸油切れ	水垢汚れ				注意:軽くされるだけで転倒させてはいけない
	ホ 水銀接点の動き、リード線の状態はよいか		よい	リード線の接続不良	ストッパー緩み				
	ヘ 受水器からのコード接続部及びコードに異常はないか		よい	接続不良	断線あり	衰損あり			



(様式2-9)

						主任監督員	監督者	担当者	技術者
観測所番号		水位観測所見回り報告書(水晶水圧式)							
		見回り 年 月 日							
観測所名	観測者氏名	機器番号	機器形式	時計番号	製作所名	見回り者所属		見回り者氏名	
項目			判定			処置			処置の具体的内容及び特記事項
			正常	異常		調整	交換	修理	
(1)観測業務									
	イ	時刻は正確に記録しているか	時分	いない					
	ロ	水位は正確に記録しているか	m	いない					
	ハ	記録紙の巻取り方はよいか	よい	悪い					
(2)時計、器械の調子									
	イ	正常1日10分以内	正しい	速い	10分以上	30分以上			
	イ	遅速1日10分以上～30分以上		遅い					
		止まる		電池ボルト低下	時々止まる				
	ロ	カートリッジペンのインクは正常に出ているか	正常	インク切れ	太く書く	取替日経過			
	ハ	記録状態は正常であるか	正常	かすれる	途切れる	にじむ等			
	ニ	水晶時計の電池のボルトはよいか、交換日は確認したか	よい	ボルト不足	交換日経過	電池の装填不良			次回交換日 年 月 日頃
	ホ	記録紙の過去の記録状況を点検したか	はい	不鮮明	零点不良	異常記録			
Ⅱ器械	(3)水位計の調子								
	イ	量水標の読みと記録に差がないか	正しい	差 m					量水標水位の読み( m)、記録水位( m)
	ロ	量水標の読みとテレメータに差がないか	正しい	差 m					量水標水位の読み( m)、テレメータ水位( m)
	ハ	差の原因はペン装置にある		ペンホルダーの不調	0点の調整不良	ペン先の差込不良			
	ニ	差の原因は導水管にあり	正常	つまり	圧力部	本体部等			
	ホ	回転部は全て円滑に回転するか	正常	重い	処々に重い	異音有り			

項目		判定			処置			処置の具体的内容及び特記事項
		正常	異常		調整	交換	修理	
	へ 連動部の油切れ、ホコリ等の汚れはないか	正常	油分がかかっている	ホコリ汚れ				
	ト 運動部の各ギヤーの締付ネジはゆるんでいないか	正常	緩んでいる					
	チ 水位計の内、外部とも清潔になっているか	よい	内部汚れ	外部汚れ	テーブルの汚れホコリ			
	(4)センサー、ワイヤー							
	イ センサーは水没しているか	よい	干上がり	ヘドロ				
	ロ センサーは変形していないか	正常	変形している					
	ハ ワイヤーは摩擦していないか	正常	全体的	部分的				
	ニ ワイヤーはよじれ・折れ曲がりはないか	正常	よじれあり	折曲りあり				
Ⅲ施設	(5)観測所周辺の点検							
	イ センサー先端部に異常はないか	正常	土砂堆積	干上がり				
	ロ 扉の開、閉はスムーズに出来るか	正常	重い	戸閉が悪い				
	ハ 扉の施錠は容易に確実に出来るか	正常	悪い	要交換				
	ニ 管理橋及び量水標へ階段工及び道路に不備な点はないか	よい	悪い	草木繁茂				
	ホ 窓及び窓ガラス等に異常はないか	よい	雨漏り	ガラス破損				

(様式2-10)

						主任監督員	監督者	担当者	技術者
観測所番号		水位観測所見回り報告書(音波式水位計)							
		見回り 年 月 日							
観測所名	観測者氏名	機器番号	機器形式	時計番号	製作所名	見回り者所属		見回り者氏名	
項目			判定		処置			処置の具体的内容及び特記事項	
			正常	異常	調整	交換	修理		
(1)観測業務									
	イ	時刻は正確に記録しているか	時分	いない					
	ロ	水位は正確に記録しているか	m	いない					
	ハ	記録紙の巻取り方はよいか	よい	悪い					
(2)時計、器械の調子									
		正常1日10分以内	正しい	速い	10分以上	30分以上			
	イ	遅速1日10分以上～30分以上		遅い					
		止まる		電池ボルト低下	時々止まる				
	ロ	カートリッジペンのインクは正常に出ているか	正常	インク切れ	太く書く	取替日経過			
	ハ	記録状態は正常であるか	正常	かすれる	途切れる	にじむ等			
	ニ	水晶時計の電池のボルトはよいか、交換日は確認したか	よい	ボルト不足	交換日経過	電池の装填不良	次回交換日 年 月 日頃		
	ホ	記録紙の過去の記録状況を点検したか	はい	不鮮明	零点不良	異常記録			
II 器械	(3)水位計の調子								
	イ	量水標の読みと記録に差がないか	正しい	差 m				量水標水位の読み( m)、記録水位( m)	
	ロ	量水標の読みとテレメータに差がないか	正しい	差 m				量水標水位の読み( m)、テレメータ水位( m)	
	ハ	量水標の読みと水位計表示に差がないか	正しい	差 m				量水標水位の読み( m)、気泡式目盛板水位( m)	
	ニ	差の原因はペン装置にある		ペンホルダーの不調	0点の調整不良	ペン先の差込不良			
	ハ	差の原因は水位計にある		検出部	本体部等				
(4)音波管									
	イ	音波管に流木がひっかかっているか	よい	有り					
	ロ	音波管が破損していないか	正常	破損					



(様式2-11)

解 説	写 真

(様式2-12)

自記紙整理ラベル

下のラベルに事務所名、観測所名(水位・潮位・雨量まで記入)、自記紙No.(当該年度の全何巻のうち何番目の自記紙に当たるか)、観測開始及び終了年月日時分、を記入し自記紙及び箱に添付する。

記入例

××観測所	
東部県土整備局(徳島)	No. 5 - 4 / 1
観測開始	令和○年○月○日○時○分
観測終了	令和○年○月○日○時○分

観測所	
局	No. - /
観測開始	令和○年○月○日○時○分
観測終了	令和○年○月○日○時○分

(様式3) 障害修理完了報告書

年 月 日 実施  
年 月 日 報告

対象局名				対象装置名			
通報者名 県 職員		連絡日時		受報者名		修理者名	
障害内容	○障害発生期間: ○障害内容:						
障害原因							
復旧処理 内容							
別途精算の 場合の費用							

(様式4) 年間保守報告書

局名	中央監視局及び土木局設置分	
作成者		年月日
5月点検		
11月点検		
障害修理等 臨時対応の 所見		
総括所見		

(様式4(2))

年間結果総括表

〇〇〇〇〇土木局系 観測測定器	
作成者	
年間総括所見	
5月点検	
11月点検	
その他	